

労働者派遣法第 30 条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社JR西日本キャリアと労働者代表_____は、労働者派遣法第 30 条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条

- 1、本協定は、原則としてすべての派遣労働者に適用する。
- 2、対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3、株式会社JR西日本キャリアは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条

対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条

- 1、対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年7月8日職発第 0708 第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」における中分類の各職種を適用する。
 - (2) 通勤手当については、原則として第6条のとおりとし、これによらない場合は通達に定める一般通勤手当を支払うこととする。
 - (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県を適用し、派遣先事業所の所在地にて調整する。

第4条

- 1、対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。
 - (1) 別表 2 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
 - (2) 別表 2 の各等級の職務と、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10 年
Bランク:3 年
Cランク:0 年
- 2、株式会社JR西日本キャリアは、派遣の勤務状況を基準にスタッフ就業規則第 37 条を準用して勤務態度や能力の勤務評価3行い、その結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、前項で定めるランクの見直しを行うものとする。またその際は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

様式第 26 号

第5条

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条

対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し一定の上限額を設ける場合がある。

第7条

対象従業員の退職手当は、これを支給せず、通達に定める「一般退職金」の割合を乗じるものとする。

(賃金)

第8条

対象従業員の賞与は、これを支給せず、通達の定めに従った賃金を支給する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条

教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、
社員就業規則第 88 条の規定を準用する。

(教育訓練)

第 11 条

労働者派遣法第 30 条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める社教育訓練
実施計画に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条

本協定の有効期間は、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの2年間とする。

2021 年 3 月 31 日

株式会社JR西日本キャリア 代表取締役 川嶋 一郎 印

株式会社JR西日本キャリア 労働者代表 印

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

様式第 26 号

■基準値

中分類	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
09建築・土木・測量技術者	1,382	1,603	1,754	1,823	1,918	2,260	2,819
10情報処理・通信技術者	1,292	1,499	1,640	1,704	1,793	2,112	2,636
13保健師・助産師等	1,276	1,480	1,619	1,683	1,771	2,086	2,603
15その他保健医療	1,128	1,308	1,431	1,488	1,566	1,844	2,301
16社会福祉の専門的職業	1,153	1,337	1,463	1,521	1,600	1,885	2,352
22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1,141	1,324	1,448	1,505	1,584	1,866	2,328
25一般事務員	1,026	1,190	1,302	1,353	1,424	1,678	2,093
31事務用機器操作の職業	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138
32商品販売の職業	1,086	1,260	1,378	1,432	1,507	1,776	2,215
34営業の職業	1,227	1,423	1,557	1,618	1,703	2,006	2,503
36介護サービスの職業	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138
37保健医療サービス	939	1,089	1,192	1,239	1,303	1,535	1,916
39飲食物調理の職業	1,149	1,333	1,458	1,516	1,595	1,879	2,344
40接客・給仕の職業	1,201	1,393	1,524	1,584	1,667	1,964	2,450
41居住施設・ビル等の管理の職業	1,118	1,297	1,419	1,475	1,552	1,828	2,281
46農業の職業	1,049	1,217	1,331	1,384	1,456	1,715	2,140
50生産設備（金属除く）	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138
51生産設備制御・監視の職業（機械組立）	1,055	1,224	1,339	1,392	1,464	1,725	2,152
52金属材料製造棟	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199
52金属材料製造、金属加工・金属溶接・溶断の職業	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199
54製品製造・加工処理	1,003	1,163	1,273	1,323	1,392	1,640	2,046
54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	1,003	1,163	1,273	1,323	1,392	1,640	2,046
57機械組立の職業	1,044	1,211	1,325	1,377	1,449	1,707	2,130
62製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	989	1,147	1,255	1,304	1,373	1,617	2,018
63機械検査の職業	1,036	1,202	1,315	1,366	1,438	1,694	2,113
64生産関連・生産類似の職業	1,120	1,299	1,421	1,477	1,555	1,831	2,285
66自動車運転の職業	1,226	1,422	1,556	1,617	1,702	2,005	2,501
68その他の輸送の職業	1,104	1,281	1,401	1,456	1,532	1,805	2,252
75運搬の職業	1,110	1,288	1,409	1,464	1,541	1,815	2,264
76清掃の職業	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128
77包装の職業	953	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944
78その他の運搬等の職業	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144

■地域指数（47都道府県）

都道府県	地域指数	都道府県	地域指数
全国	100.0	全国	100.0
北海道	92.0	滋賀	98.7
青森	83.6	京都	101.5
岩手	86.7	大阪	108.3
宮城	96.8	兵庫	101.8
秋田	85.5	奈良	100.4
山形	88.6	和歌山	92.2
福島	92.3	鳥取	88.9
茨城	99.9	島根	87.2
栃木	98.5	岡山	96.2
群馬	98.5	広島	97.7
埼玉	105.5	山口	91.0
千葉	105.5	徳島	91.2
東京	114.1	香川	95.9
神奈川	109.5	愛媛	90.1
新潟	93.9	高知	87.5
富山	97.5	福岡	91.8
石川	97.2	佐賀	86.0
福井	97.2	長崎	84.5
山梨	98.3	熊本	87.6
長野	97.4	大分	89.9
岐阜	99.9	宮崎	84.8
静岡	100.0	鹿児島	86.4
愛知	105.4	沖縄	84.4
三重	98.6		